

第90期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

財産及び損益の状況の推移

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な拠点等

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式に関する事項

会社役員に関する事項

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

## 企業集団の現況に関する事項

### 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクの継続や金利・為替の変動に加え、各国の関税政策により、不安定な状況が続きました。

日本経済は物価高を背景に個人消費は伸び悩みましたが、設備投資に回復が見られました。

このような環境において、連結売上高は1兆1,557億円で前期比3.0%の増収となりました。

損益につきましては、営業利益は404億57百万円（前期比8.3%増）、経常利益は454億85百万円（前期比8.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は305億6百万円で、前期比12.7%の増益となりました。

当期において、株式会社マップフォーの株式を一部取得し、自動運転分野における技術開発及び事業展開に取り組みました。また、生産現場の課題解決への取り組みの一環として、愛知県名古屋市にヒューマノイドロボットの展示場を開設しました。



展示するロボット

## 鉄 鋼

鉄鋼部門は、建築・土木分野の人手不足やコスト上昇を背景とした需要減少により、建材関連が低調でした。

特殊鋼部門は、国内外需要の停滞が見られ、産機・建機向けが減少しました。

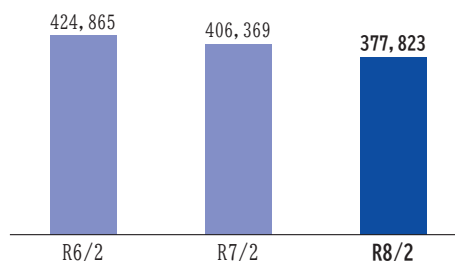
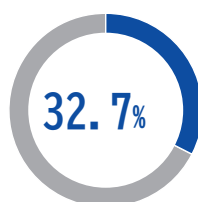
海外は、需要の伸び悩みや各国の保護貿易政策等の影響を受け、欧米向けが減少しました。

鉄鋼セグメントの売上高は、3,778億円で前期比7.0%の減収となりました。



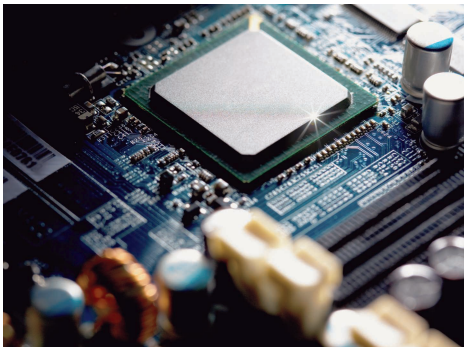
売上高構成比

売上高（単位：百万円）



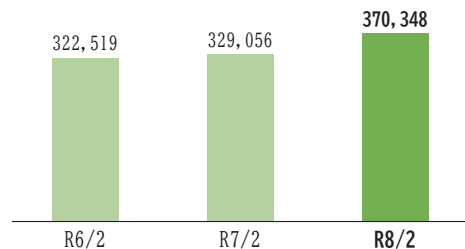
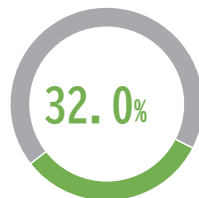
# 情報・電機

エレクトロニクス部門は、情報インフラ関連及び車載部品が増加しました。非鉄金属部門は、材料価格の上昇に加え、自動車関連及び環境配慮型材料が増加しました。情報・電機セグメントの売上高は、3,703億円で前期比12.5%の増収となりました。



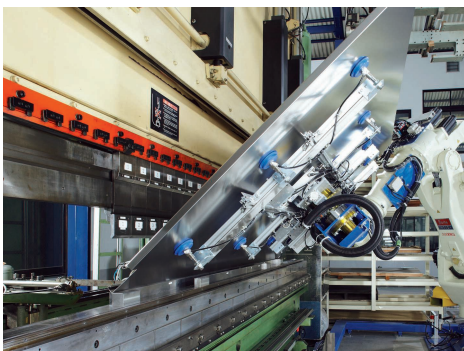
売上高構成比

売上高（単位：百万円）



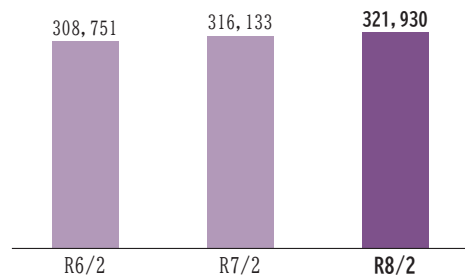
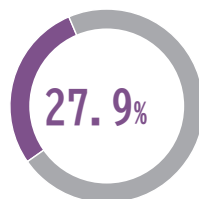
# 産業資材

メカトロ部門は、国内の自動車関連及び航空機向け部材は増加しましたが、海外が減少しました。化成品部門は、国内外ともに堅調でした。産業資材セグメントの売上高は、3,219億円で前期比1.8%の増収となりました。



売上高構成比

売上高（単位：百万円）



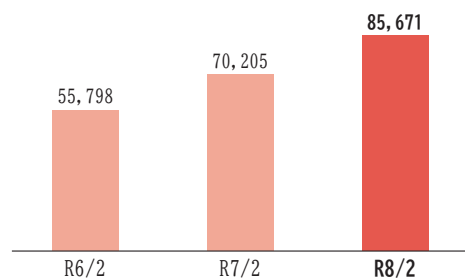
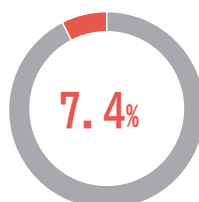
# 生活産業

配管建設部門は、令和6年8月より連結対象とした配管機器事業会社の影響もあり増加しました。食品部門は、水産・畜産物の輸入取引が増加しました。生活産業セグメントの売上高は、856億円で前期比22.0%の増収となりました。



売上高構成比

売上高（単位：百万円）



## 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期	第 88 期	第 89 期	第 90 期
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(当連結会計年度) 令和 7 年度
売上高 (百万円)	962,016	1,111,934	1,121,764	1,155,774
経常利益 (百万円)	32,568	35,850	41,921	45,485
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	23,520	23,659	27,070	30,506
1株当たり当期純利益 (円)	1,222.23	1,229.59	1,406.86	1,585.46
純資産 (百万円)	304,975	404,327	402,679	517,680
総資産 (百万円)	716,785	837,005	861,185	1,001,164

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

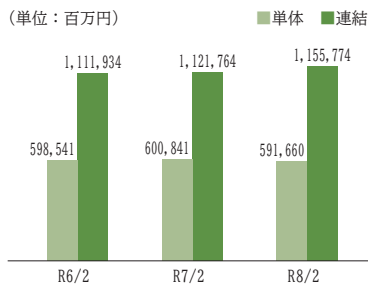
区 分	第 87 期	第 88 期	第 89 期	第 90 期
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(当事業年度) 令和 7 年度
売上高 (百万円)	567,916	598,541	600,841	591,660
経常利益 (百万円)	23,218	26,401	27,050	29,308
当期純利益 (百万円)	18,028	19,795	19,671	22,819
1株当たり当期純利益 (円)	935.79	1,027.52	1,021.08	1,184.47
純資産 (百万円)	217,518	291,780	287,963	374,669
総資産 (百万円)	504,909	601,196	605,740	723,716

(注) 1. 令和 7 年度の状況につきましては、「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

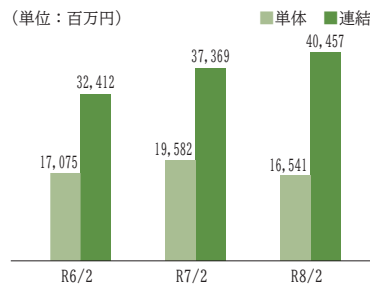
2. 令和 6 年 9 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第 87 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。

## ■ (ご参考) 財務ハイライト

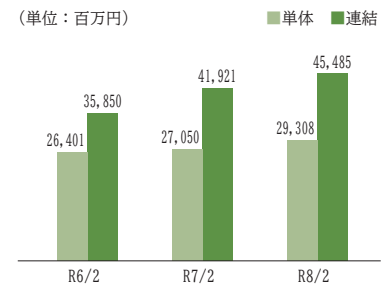
### 売上高推移



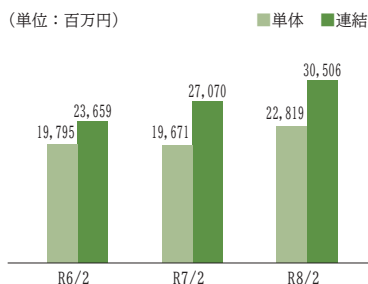
### 営業利益推移



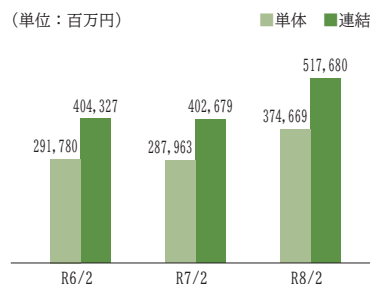
### 経常利益推移



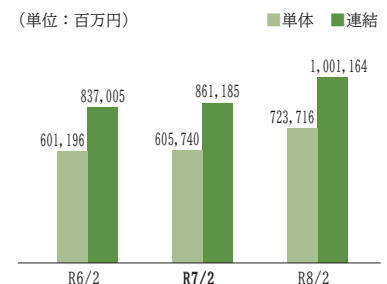
### 親会社株主に帰属する当期純利益推移 (連結) 当期純利益推移 (単体)



### 純資産推移



### 総資産推移



## 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、地政学リスクや各国の関税政策等の影響に加え、労務費・物流費等のコスト上昇が見込まれ、先行き不透明な状況が予想されます。

このような経営環境において、当社は国内外のグループ会社共々社会的責任を重視し、世界市場において、ものづくりに貢献するグローバル最適調達パートナーを目指し、注力してまいります。

また、内部統制の充実・強化、コンプライアンスの徹底、環境に配慮した事業活動の推進など、経営品質の継続的改善にも努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 主要な事業内容

当企業集団は商社である当社を中心として、鉄鋼、情報・電機、産業資材、生活産業の多様な商品の売買・製造等、国内及び海外において多角的な事業活動を展開しております。

当企業集団の事業のセグメント別の取扱商品又はサービスの内容は、次のとおりであります。

事業のセグメント別	取扱商品又はサービスの内容
鉄 鋼	鉄屑、棒鋼、鋼矢板、H型鋼、鋼板、鋼管、機械構造用炭素鋼、合金鋼、軸受鋼、工具鋼、ステンレス鋼 他
情 報 ・ 電 機	銅・アルミ、レアアース、電子部材、汎用電機品、映像機器、半導体・周辺電子部品、ソフトウェア開発・販売 他
産 業 資 材	工作機械、工具、産業用ロボット、ファクトリーオートメーション、環境・リサイクル対応設備、半導体・電子関連設備機器、航空機部材、自動車部品、合成樹脂原料、樹脂成形品 他
生 活 産 業	配管資材、住設機器、住宅用資材、不動産開発、分譲マンション、水産物、畜産物、倉庫業 他

## 主要な拠点等

### ① 当 社

本社・名古屋本店 名古屋市中区栄二丁目4番18号  
東京本店 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
(丸の内中央ビル)  
大 阪 店 大阪市西区新町一丁目27番5号  
国 内 支 店 豊田、刈谷、安城、北関東（小山市）、静岡、浜松、  
北海道（苫小牧市）、東北（仙台市）、新潟、北陸（富山市）、  
中国（広島市）、九州（福岡市）

### ② 子 会 社

国 内 (株)N a I T O（東京都他）、  
岡谷マート(株)（東京都他）、  
岡谷エレクトロニクス(株)（横浜市他）、  
光洋マテリア(株)（名古屋市他）、  
岡谷鋼機九州(株)（福岡市他）、  
桑名金属工業(株)（三重県桑名市他）、  
東海プレス工業(株)（愛知県弥富市）、  
中部合成樹脂工業(株)（愛知県豊川市他）、  
岡谷建材(株)（東京都他）、  
東海岡谷機材(株)（愛知県刈谷市他）、  
岡谷物流(株)（名古屋市他）、  
六合エレメック(株)（名古屋市他）、  
岡谷スチール(株)（名古屋市他）、  
岡谷機電(株)（名古屋市他）、  
他 (株)岡谷特殊鋼センター（愛知県丹羽郡）他  
海 外 米国岡谷鋼機会社（米国）、  
カナダ岡谷鋼機会社（カナダ）、  
メキシコ岡谷鋼機会社（メキシコ）、  
ブラジル岡谷鋼機会社（ブラジル）、  
欧州岡谷鋼機会社（ドイツ他）、  
インド岡谷鋼機会社（インド）、  
タイ岡谷鋼機会社（タイ）、  
サイアム スリヤ会社（タイ）、  
マレーシア岡谷鋼機会社（マレーシア）、  
シンガポール岡谷鋼機会社（シンガポール）、  
ベトナム岡谷鋼機会社（ベトナム）、  
インドネシア岡谷鋼機会社（インドネシア）、  
広州岡谷鋼機有限公司（中国）、  
香港岡谷鋼機有限公司（中国）、  
北京岡谷鋼機有限公司（中国）、  
上海岡谷鋼機有限公司（中国）、  
台湾岡谷鋼機有限公司（台湾）、  
韓国岡谷鋼機会社（韓国）、  
豪州岡谷鋼機会社（オーストラリア）、  
Poland Tokai Okaya Manufacturing Sp. z o.o.（ポーランド）、  
Union Autoparts Manufacturing Co., Ltd.（タイ） 他

## 使用人の状況

### ① 企業集団の状況

使用人数	前期末比増減
6,536名	59名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

### ② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
773名	41名増	38歳9ヶ月	13年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であります。

## 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
(株) 三菱UFJ銀行	34,711
(株) りそな銀行	13,000
三井住友信託銀行(株)	11,564
(株) みずほ銀行	8,158
(株) 三井住友銀行	7,358

## 株式に関する事項

発行可能株式総数 71,142,400株

発行済株式の総数 19,265,220株(自己株式174,780株を除く)

当事業年度末の株主数 5,422名

## 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
岡谷不動産(株)	2,428	12.60
岡谷篤一	966	5.01
(株) 三菱UFJ銀行	925	4.80
日本製鉄(株)	869	4.51
三井住友信託銀行(株)	804	4.17
(株) りそな銀行	530	2.75
損害保険ジャパン(株)	376	1.95
才一クマ(株)	326	1.69
岡谷鋼機社員持株会	319	1.65
(株) あいち銀行	312	1.62

(注) 持株比率は自己株式(174,780株)を控除して計算しております。

## 会社役員に関する事項

### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金及び訴訟費用が本保険契約により填補されます。

本保険契約の被保険者は当社及び子会社等の取締役及び監査役であり、1年ごとに契約を更新しております。

### 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役 中川由賀氏は矢作建設工業㈱の社外取締役であり、当社と矢作建設工業㈱との間では、材料販売などの取引関係があります。また、社外監査役 渡部美由紀氏は中部鋼鉄㈱の社外取締役（監査等委員）であり、当社と中部鋼鉄㈱の間では、材料仕入などの取引関係があります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 島田晴雄氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回出席し、専門分野に関する幅広い経験、見識に基づき適宜発言を行っております。

社外監査役 小栗宏次氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会13回のうち12回出席、社外監査役 中川由賀氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回出席、社外監査役 渡部美由紀氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回出席いたしました。

各社外監査役は、専門分野に関する幅広い経験、見識に基づき適宜発言を行っております。

#### ③ 社外取締役に期待する役割に関して行った職務の概要

社外取締役 島田晴雄氏は、社外の独立した客観的な立場から、経営全般の監督を行う役割を果たしました。特に、経営陣に対する評価及び評価に基づく指名や報酬の決定について、構成員の過半数を社外役員とする任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の主たるメンバーとして、取締役会の意思決定手続きの透明性・公平性を確保する役割を果たしました。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

【ご参考】本株主総会終了後の取締役スキル・マトリックス

氏名	役職	企業経営	グローバル	人事・人材開発	イノベーション・DX	法務・リスク管理	営業・マーケティング	経理・財務
岡谷 健広	代表取締役	●	●	●	●	●	●	●
馬場 紀彰	代表取締役	●	●	●	●	●	●	●
平野 隆裕	取締役	●	●	●	●	●	●	
内田 和輝	取締役	●		●		●	●	●
仲宗根 秀樹	取締役	●	●	●			●	
河村 元志	取締役	●	●	●	●	●		●
佐藤 宏昭	取締役	●	●		●		●	
犬井 佳孝	取締役	●	●				●	
今林 宏	取締役	●	●				●	
松岡 仁	取締役	●	●				●	
中根 啓司	取締役	●		●		●		
水野 治	取締役	●	●	●	●		●	
岡谷 篤一	取締役	●	●	●	●	●	●	●
島田 晴雄	取締役(独立社外)	●	●	●	●	●	●	●

## 会計監査人に関する事項

### 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

#### ① 会計監査人に対する報酬

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	50百万円	一百万円
連 結 子 会 社	36百万円	一百万円
計	86百万円	一百万円

#### ② 会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（①を除く）

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	一百万円	2百万円
連 結 子 会 社	20百万円	25百万円
計	20百万円	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社等一部の会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務に関する助言業務であります。

### 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社監査役会は、会社都合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会に対して株主総会に付議するよう請求いたします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

平成18年5月25日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制について決議いたしました。また、令和7年4月25日開催の取締役会において一部変更の決議をいたしました。その決議の内容は次のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、社員を含めた企業としての果たすべき役割を定めた岡谷鋼機グループ行動憲章において関係法令・国際ルールの遵守をうたっており、その周知徹底を図っている。また社員に対しては、岡谷鋼機社員行動規準を定め、各人がこれを日常的に実践することおよび社内諸規程の遵守を継続的に啓発する。
- (2) コンプライアンス推進のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心とした体制の整備を進めるとともに、関係部署による教育・研修を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 内部監査部門として、社長直轄組織である監査部を設置し、内部監査規程に従い、監査を実施し、監査結果を社長に報告する。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、内部統制の整備・運用・評価と継続的改善を行う。
- (4) また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については法令・定款および監査役会規程に従い監査役会が定める監査方針・業務分担等により、各監査役が監査を行う。
- (5) 岡谷鋼機グループ行動憲章、法令、社内規程およびその他コンプライアンスに著しく反する行為の内部通報システムとして、コンプライアンス・リスク管理委員会および社外弁護士事務所に企業倫理相談窓口を設置し、通報に対応する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たない。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に保存・管理し、10年間備えおくものとする。
- (2) また、その他取締役の職務の執行に係る文書については、文書管理規程に基づき適正な保存・管理を図るとともに、取締役・監査役が必要に応じ閲覧できる体制とする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス・リスク管理委員会を中心に各専門委員会・組織とも連携し、企業を取り巻く様々なリスクに対応する体制とする。
- (2) 当社は経営成績、財政状態、株価等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして以下の①～⑬のリスクを認識し、コンプライアンス・リスク管理委員会にてその対応部署・組織を定めるとともに、毎年リスクの見直しを行う。
  - ① 経済環境が変化するリスク
  - ② 商品市況の変動によるリスク
  - ③ 為替変動によるリスク
  - ④ 金利変動によるリスク
  - ⑤ 株価変動によるリスク
  - ⑥ 取引先の信用リスク
  - ⑦ 事業投資リスク
  - ⑧ カントリーリスク
  - ⑨ 品質保証によるリスク
  - ⑩ 法的規制によるリスク
  - ⑪ 情報システム・情報セキュリティに関するリスク
  - ⑫ 自然災害等に係わるリスク
  - ⑬ 役員・社員の内部統制によるリスク
- (3) 対応部署・組織は、必要に応じ規程・細則・要領の新設・改廃や教育・啓蒙活動を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限にとどめる体制を整える。
- (4) 不測の緊急事態が発生した場合には、当該部署責任者は常務会・取締役会およびコンプライアンス・リスク管理委員会の委員長もしくは委員へ報告するとともに、対策を検討し実行する。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役会については、法令・定款の他取締役会規程に基づきその適切な運営を確保する。
- (2) 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行う。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会の他に意思決定の迅速化を目的とする常務会を設置する。常務会は、常務会規程に基づき役付取締役全員、各(本)店長および常務会が任命する取締役から構成され、原則として週1回開催し、経営上の重要課題の審議を行う。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・職制規程、業務分掌規程および職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続きを明確にする。

#### **5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 子会社の管理については、関係会社管理・運営規程を定めており、その中で子会社毎に管理主管部署、管理統括部署および管理支援部署を定め、それぞれの立場にて統括・管理・支援・指導を行う。
- (2) 子会社の経営に関する重要事項については、職務権限規程、関係会社管理・運営規程に基づき、管理主管部署が企画本部関連事業部と連携して当社への申請・報告を行う。
- (3) 子会社における、各社の取締役会の決定に基づく業務の執行については、それぞれの組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて行うよう指導する。
- (4) 子会社については、定期的に社長会議や代表者会議等を開催し、経営課題等の討議を行うとともに相互連携の強化や情報の共有化を図る。また、監査体制として、子会社監査役監査の他、業務分掌規程に基づき監査部による監査を実施し、業務の適正化の確保・向上に努める。
- (5) 当社監査役はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外の子会社の調査を行う。
- (6) 子会社から当社への相談窓口は企画本部関連事業部とする。

#### **6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役から要求があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を行う。
- (3) 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課および賞罰などについては、監査役会と事前に協議する。

#### **7. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 取締役および使用人は業務執行に際し、職務権限規程に従い重要事項については監査役に報告しなければならない。
- (2) 下記の事象が発生した場合は、当社および子会社の関係取締役および当該部署責任者は監査役へ報告する。
  - ① 当社および当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実
  - ② 不正行為ならびに法令・定款に違反する重大な事実
  - ③ 企業倫理相談窓口の相談内容の内コンプライアンス・リスク管理委員会が重要と判断したもの前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。なお、当社および子会社は、これらの報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう確保する。

#### **8. その他監査役を補助すべき使用人が監査役に報告するための体制**

- (1) 監査役および監査部は、相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行う。
- (2) 監査役は監査結果等について直接代表取締役社長に報告し、意見交換等を行う。
- (3) 監査役が、必要に応じて公認会計士および弁護士等の外部の専門家に相談をした場合の費用、その他監査役を補助すべき使用人が監査役に報告するための体制に伴い生ずる費用は当社が負担する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 取締役の職務執行

業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に常務会にて審議を行うことにより、取締役の職務執行の適正性・効率性を図っております。また、組織・職制規程、業務分掌規程および職務権限規程を定めており、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員および従業員に周知するとともに、コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、コンプライアンスハンドブック等を作成、当社役員および従業員と、グループ会社に周知し、一層のコンプライアンス向上に努めております。

3. リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、リスク発生の未然防止およびリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業を取り巻く様々なリスクに対応できるよう諸規程の整備や啓蒙活動を進めております。

4. グループ管理体制

子会社の経営に関する重要事項については、関係会社管理・運営規程、職務権限規程に基づき管理を行っております。また、代表者会議等を開催し、財務状況、業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。

5. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会等の各種重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧・確認等を行うとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。また、監査部および会計監査人と適時・適切に連携し、監査の実効性を高めております。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和7年3月1日から  
令和8年2月28日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和7年3月1日残高	百万円 9,128	百万円 7,803	百万円 236,895	百万円 △516	百万円 253,309
当期の変動額					
剰余金の配当			△2,889		△2,889
親会社株主に帰属する当期純利益			30,506		30,506
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		85			85
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期の変動額合計	-	85	27,616	△1	27,700
令和8年2月28日残高	9,128	7,888	264,511	△518	281,010

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
令和7年3月1日残高	百万円 109,213	百万円 △761	百万円 10,762	百万円 11,051	百万円 130,266	百万円 19,103	百万円 402,679
当期の変動額							
剰余金の配当					-		△2,889
親会社株主に帰属する当期純利益					-		30,506
自己株式の取得					-		△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							85
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	66,633	1,621	4,725	12,006	84,986	2,313	87,300
当期の変動額合計	66,633	1,621	4,725	12,006	84,986	2,313	115,000
令和8年2月28日残高	175,846	860	15,488	23,057	215,252	21,417	517,680

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 78社

主要な連結子会社の名称

米国岡谷鋼機会社、東海プレス工業(株)、Union Autoparts Manufacturing Co., Ltd.ほか75社

(2) 非連結子会社の数 8社

主要な非連結子会社の名称

KOYO Marketing and Processing Asia Co., Ltd.、光洋加工流通(香港)有限公司ほか6社

非連結子会社は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 8社

KOYO Marketing and Processing Asia Co., Ltd.、光洋加工流通(香港)有限公司ほか6社の非連結子会社について持分法を適用しております。

(2) 持分法を適用した関連会社数 14社

Siam Steel Service Center Public Co., Ltd.、岩井岡谷マシナリー(株)ほか12社の関連会社について持分法を適用しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社の内主要な会社等の名称

サンサウス工業(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日に差異のあるものは次のとおりであります。

(決算日)

12月31日 カナダ岡谷鋼機会社、米国岡谷鋼機会社、Pearl & Okaya, Inc.、Okaya Shinnichi Corp. of America、International Mold Steel, Inc.、Mex Okaya-TN (U.S.A.), Inc.、メキシコ岡谷鋼機会社、Mex Okaya-TN, S. DE R.L. DE C.V.、ブラジル岡谷鋼機会社、欧州岡谷鋼機会社、Poland Tokai Okaya Manufacturing Sp. z o.o.、韓国岡谷鋼機会社、北京岡谷鋼機有限公司、上海岡谷鋼機有限公司、上海洛庫高電子有限公司、広州岡谷鋼機有限公司、香港岡谷鋼機有限公司、台湾岡谷鋼機有限公司、岡谷特殊鋼制品(大連)有限公司、香港岡谷電子有限公司、深圳岡谷電子貿易有限公司、豪州岡谷鋼機会社、シンガポール岡谷鋼機会社、UAM Philippines, Inc.、UPI Real Estate, Inc.、PT. Artokaya Indonesia、サイアムスリヤ会社、Siam Okaya Chemical Co., Ltd.、SOMAT Co., Ltd.、ROKUGO ELEMEC (THAILAND) CO., LTD.、ベトナム岡谷鋼機会社、Naito Vietnam Co., Ltd.、FA System & Technology Vietnam Co., Ltd.、インドネシア岡谷鋼機会社、マレーシア岡谷鋼機会社

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、当連結会計年度において、桑名金属工業(株)及び桑名金属ファインテック(株)は、決算日を3月31日から2月末日に変更し、連結決算日と同一となっております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法に基づく原価法

株式等

##### ② デリバティブ … 時価法

##### ③ 棚卸資産 … 主として移動平均法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、主として支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支払額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品又は製品の販売は、顧客に商品又は製品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

(6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等についてヘッジ会計の要件を満たす場合は、振当処理によっております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、定額法（期間10年）により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

## [会計方針の変更]

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 売上債権の回収可能性の見積り

#### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受取手形、売掛金及び契約資産 276,797百万円(うち当社、179,872百万円)

電子記録債権 65,902百万円(うち当社、43,886百万円)

(注)上記売上債権に対する貸倒引当金を含め、流動資産に貸倒引当金△1,091百万円を計上しております。

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、滞留期間等に基づいて債権を分類し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については、取引先の財政状態に加え、弁済期間の延長又は回収条件の緩和実施の有無等を総合的に判断して、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。将来、取引先の財務状況等が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	94,569百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
土地	1,585百万円
建物及び構築物等	619百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	324百万円
長期借入金	1,016百万円
3. 保証債務	
銀行借入保証	999百万円
4. 受取手形割引高	295百万円
受取手形裏書譲渡高	138百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数及び自己株式の数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式 普通株式	19,440,000	—	—	19,440,000
自己株式 普通株式	198,492	146	—	198,638

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,444	75.00	令和7年2月28日	令和7年5月29日
令和7年9月30日 取締役会	普通株式	1,444	75.00	令和7年8月31日	令和7年10月31日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和8年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,656	86.00	令和8年2月28日	令和8年5月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、銀行等金融機関からの借入により運転資金、設備投資及び事業投資資金を調達しております。余剰資金については、銀行借入の返済を優先的に行うことで預金等の圧縮を図り、リスクの低減に努めております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として重要な取引先等の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引を実施しております。なお、当該デリバティブ取引は内規（「リスク管理方針」）に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年2月28日（当連結会計年度の末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注1）	時 価(注1)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（注4、5）	298,160	298,160	－
関係会社株式	5,590	2,388	(3,202)
(2) 長期借入金（注6）	(39,671)	(38,692)	979
(3) デリバティブ取引	1,096	1,096	－

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注3）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。  
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	18,175

（注4）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は148百万円であります。

（注5）投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

（注6）長期借入金には、1年以内に返済予定の長期借入金が含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	298,043	—	—	298,043
資産計	298,043	—	—	298,043
デリバティブ取引	—	1,096	—	1,096

(注1) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めていません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は117百万円です。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	2,388	—	—	2,388
資産計	2,388	—	—	2,388
長期借入金	—	38,692	—	38,692
負債計	—	38,692	—	38,692

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間並びに当社及び連結子会社の信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸倉庫等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
30,090	47,745

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	鉄鋼	情報・電機	産業資材	生活産業	計
顧客との契約から生じる収益	377,562	370,309	321,907	82,999	1,152,778
その他の収益	261	39	22	2,672	2,996
外部顧客への売上高	377,823	370,348	321,930	85,671	1,155,774

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	6,510
売掛金	269,782
電子記録債権	61,253
	337,546
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	1,512
売掛金	275,174
電子記録債権	65,902
	342,588
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	110
契約負債（期首残高）	16,655
契約負債（期末残高）	15,086

契約資産は工事契約等において、履行義務の充足に係る進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求の債権であります。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、流動負債の「その他」に含めて表示しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当期に認識した収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は16,191百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社の残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 25,791円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,585円46銭  |

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について)

当社は、令和8年3月31日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

令和8年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,440,000株
今回の分割により増加する株式数	19,440,000株
株式分割後の発行済株式数	38,880,000株
株式分割後の発行可能株式総数	142,284,800株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日(予定)	令和8年5月15日(金)
基準日	令和8年5月31日(日) <実質的には令和8年5月29日(金)>
効力発生日	令和8年6月1日(月)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は以下のとおりであります。

① 1株当たり純資産額	12,895円73銭
② 1株当たり当期純利益	792円73銭

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、令和8年6月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>71,142,400株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>142,284,800株</u> とする。

# 貸借対照表

(令和8年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	328,200	流動負債	234,728
現金及び預金	861	支払手形	3
受取手形	192	電子記録債権	20,526
電子記録債権	46,742	掛借入金	87,673
売掛金	212,392	未払入金	108,166
商着商物品	44,292	未払法人税等	5,802
前渡商物品	5,241	前受り金	2,683
短期貸付金	11,394	賞与引当金	7,502
未収入金	2,436	固定負債	1,087
貸倒引当金	3,293	長期借入金	660
	1,921	繰延税金負債	622
	△568	役員退職慰労引当金	114,318
固定資産	395,516	債権保証損失引当金	23,900
有形固定資産	46,703	関係会社事業損失引当金	86,684
建物	15,141	資産除去債務	650
構築物	774	その他	548
機械及び装置	1,159		204
車両運搬具	8		399
工具、器具及び備品	861		1,930
土地	27,214	<b>負債合計</b>	<b>349,046</b>
建設仮勘定	1,543	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	5,412	株主資本	201,445
電話加入権	30	資本剰余金	9,128
ソフトウェア	5,375	資本準備金	7,798
その他	6	その他資本剰余金	7,798
投資その他の資産	343,399	利益剰余金	0
投資有価証券	292,233	利益準備金	1,244
関係会社株式及び出資金	20,674	その他利益剰余金	183,732
出資	1,878	買換資産圧縮積立金	1,009
長期貸付金	125	配当準備積立金	100
固定化営業債権	7,590	別途積立金	159,800
前払年金費用	27,326	繰越利益剰余金	22,823
その他	1,157	自己株式	△458
貸倒引当金	△7,586	評価・換算差額等	173,223
		その他有価証券評価差額金	172,329
<b>資産合計</b>	<b>723,716</b>	繰延ハッジ損益	893
		<b>純資産合計</b>	<b>374,669</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>723,716</b>

(注) 記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和7年3月1日から  
令和8年2月28日まで)

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
売上高			591,660
売上原価			552,513
売上総利益			39,146
販売費及び一般管理費			22,605
営業利益			16,541
営業外収益			
受取利息及び配当金	15,647		
その他	1,031		16,678
営業外費用			
支払利息	1,888		
為替差損	162		
関係会社貸倒引当金等繰入額	1,091		
その他	768		3,911
経常利益			29,308
特別利益			
固定資産売却益	0		
投資有価証券売却益	371		
関係会社株式売却益	150		
出資金売却益	144		666
特別損失			
固定資産処分損	18		
その他	2		20
税引前当期純利益			29,953
法人税、住民税及び事業税			6,425
法人税等調整額			708
当期純利益			22,819

(注)記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和7年3月1日から  
令和8年2月28日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金
令和7年3月1日残高	百万円 9,128	百万円 7,798	百万円 0	百万円 1,244
当期の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期の変動額合計	-	-	-	-
令和8年2月28日残高	9,128	7,798	0	1,244

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 剰 余 金				繰 越 利 益 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金						
	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金			
令和7年3月1日残高	百万円 1,039	百万円 100	百万円 142,800	百万円 19,864	百万円 △457	百万円 181,517	
当期の変動額							
剰余金の配当				△2,889		△2,889	
当期純利益				22,819		22,819	
自己株式の取得					△1	△1	
買換資産圧縮積立金の取崩	△29			29		-	
別途積立金の積立			17,000	△17,000		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						-	
当期の変動額合計	△29	-	17,000	2,959	△1	19,928	
令和8年2月28日残高	1,009	100	159,800	22,823	△458	201,445	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
令和7年3月1日残高	百万円 107,195	百万円 △750	百万円 106,445	百万円 287,963
当期の変動額				
剰余金の配当			-	△2,889
当期純利益			-	22,819
自己株式の取得			-	△1
買換資産圧縮積立金の取崩			-	-
別途積立金の積立			-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	65,134	1,644	66,778	66,778
当期の変動額合計	65,134	1,644	66,778	86,706
令和8年2月28日残高	172,329	893	173,223	374,669

(注)記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない … 時価法  
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない … 移動平均法に基づく原価法  
株式等

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 … 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 通常の販売目的で保有する棚卸資産 … 移動平均法に基づく原価法  
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)  
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物 (建物附属設備を除く。) 並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)  
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしておりますが、当事業年度末においては前払年金費用計上のため、退職給付引当金は計上しておりません。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異については、定額法 (期間10年) により発生 of 翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支払額を引当計上しております。
- ⑤ 債務保証損失引当金  
債務保証に係る損失に備えるため、被債務保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等についてヘッジ会計の要件を満たす場合は、振当処理によっております。

[会計方針の変更]

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

売上債権の回収可能性の見積り

1. 計算書類に計上した金額

受取手形	192百万円
電子記録債権	46,742百万円
売掛金	212,392百万円

(注) 上記売上債権に対する貸倒引当金を含め、流動資産に貸倒引当金△568百万円を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,977百万円
2. 保証債務	
銀行借入保証	24,945百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	44,715百万円
短期金銭債務	32,370百万円
長期金銭債権	7,312百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売  上  高	84,100百万円
仕  入  高	54,675百万円
販売費及び一般管理費	5,114百万円
営業取引以外の取引	10,021百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普  通  株  式	174,780株
------------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	202百万円
棚卸資産	81
貸倒引当金	2,565
役員退職慰労引当金	205
投資有価証券	194
関係会社株式及び出資金	2,600
出資金	43
未払事業税	192
土地、建物	266
その他	447
繰延税金資産小計	6,799百万円
評価性引当額	△5,689百万円
繰延税金資産合計	1,110百万円

(繰延税金負債)

租税特別措置法の諸準備金	△464百万円
退職給付関係	△7,270
その他有価証券評価差額金	△79,156
その他	△904
繰延税金負債合計	△87,794百万円
繰延税金資産の純額	△86,684百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	桑名金属工業(株)	所有 直接97.2%	商品の仕入及び販売 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注)	22,629	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入に債務保証を行ったものであり、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。また、一定の料率に基づく債務保証料を受領しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	19,447円97銭
2. 1株当たり当期純利益	1,184円47銭

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について)

当社は、令和8年3月31日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

令和8年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,440,000株
今回の分割により増加する株式数	19,440,000株
株式分割後の発行済株式数	38,880,000株
株式分割後の発行可能株式総数	142,284,800株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日(予定)	令和8年5月15日(金)
基準日	令和8年5月31日(日) <実質的には令和8年5月29日(金)>
効力発生日	令和8年6月1日(月)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は以下のとおりであります。

① 1株当たり純資産額	9,723円99銭
② 1株当たり当期純利益	592円24銭

3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、令和8年6月1日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>71,142,400株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>142,284,800株</u> とする。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和8年4月10日

岡谷鋼機株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口真樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡谷鋼機株式会社の令和7年3月1日から令和8年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡谷鋼機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年4月10日

岡谷鋼機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口真樹  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡谷鋼機株式会社の令和7年3月1日から令和8年2月28日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年4月10日

岡谷鋼機株式会社 監査役会

常勤監査役	大 館 道乃理	㊟
常勤監査役	長 崎 良 視	㊟
社外監査役	小 栗 宏 次	㊟
社外監査役	中 川 由 賀	㊟
社外監査役	渡 部 美由紀	㊟

以 上